

平成28年度 佐井村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

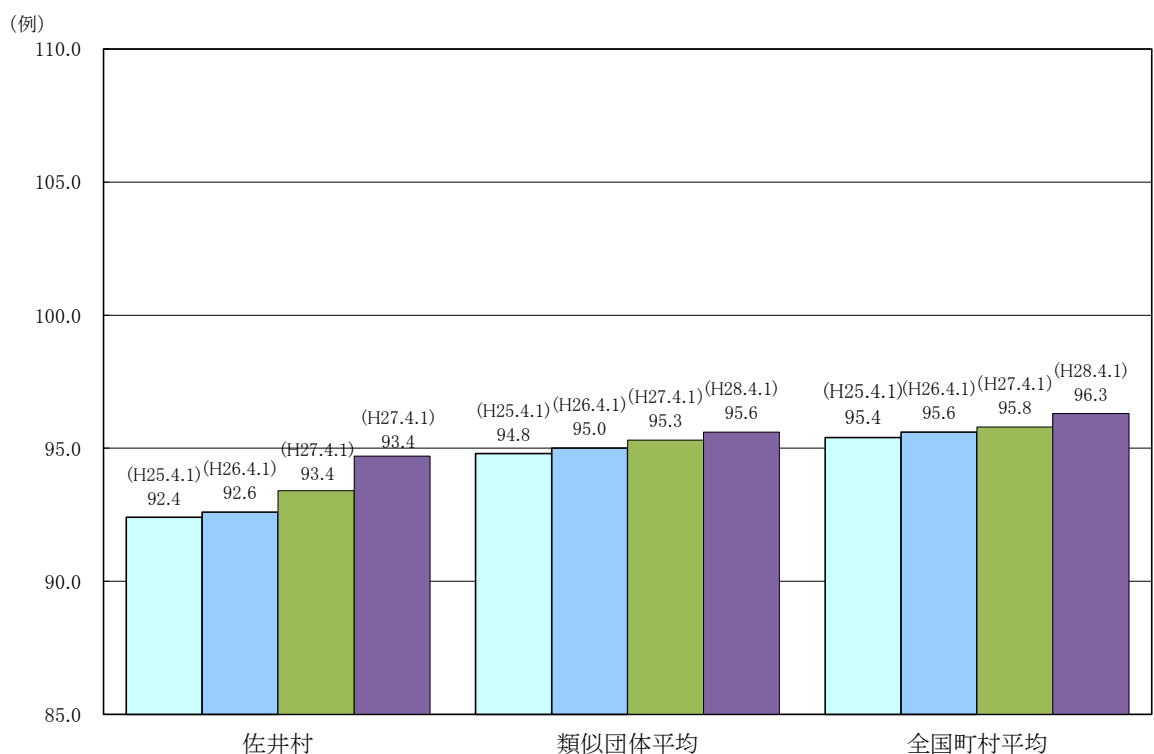
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
27	2,237	3,158,376	69,095	338,817	10.73	13.31

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27	39	134,146	14,636	48,755	197,537	5,065	5,459	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

人件費の削減措置は継続して行っているものの、職員数が少ないため、経験年数階層の職員分布による変動が大きく影響し上昇した。

(4) 給与改定の状況

佐井村では人事委員会を設置していないため省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、青森県に準じて4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し 地域手当の支給はしていない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当・単身赴任手当・通勤手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

- ① 給料：月額2%削減
- ② 管理職手当：規則で定めている支給月額から70%削減

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐井村	37.6 歳	270,358 円	282,547 円	285,695 円
青森県	43.4 歳	326,100 円	391,807 円	357,621 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	40.9 歳	297,503 円	339,537 円	326,381 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
佐井村	*	1 人	*	*	*	—	—	—	*
うち運転技能員	*	1 人	*	*	*	自家用乗用自動車 運転手	—	—	—
うち用務員	—	—	—	—	—	用務員	—	—	—
青森県	49.3 歳	357 人	301,800円	366,973円	324,644円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	2 人	287,296円	311,250円	302,527円	—	—	—	—

区 分	参 考 年収ベース（試算値）の比較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C/D
佐井村	—	—	—
うち運転技能員	*	*	*
うち用務員	*	*	*

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
 ※ ②技能労務職については、職員数1人につき、個人情報保護の観点から、平均年齢、平均給料月額等は非表示「*」とした。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		佐 井 村	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	173,166 円	176,700 円	176,700 円
	高 校 卒	141,708 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	139,160 円	142,000 円	
	中 学 卒	131,320 円	130,200 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	302,599 円	346,724 円	— 円
	高 校 卒	— 円	262,517 円	307,965 円	363,482 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	* 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

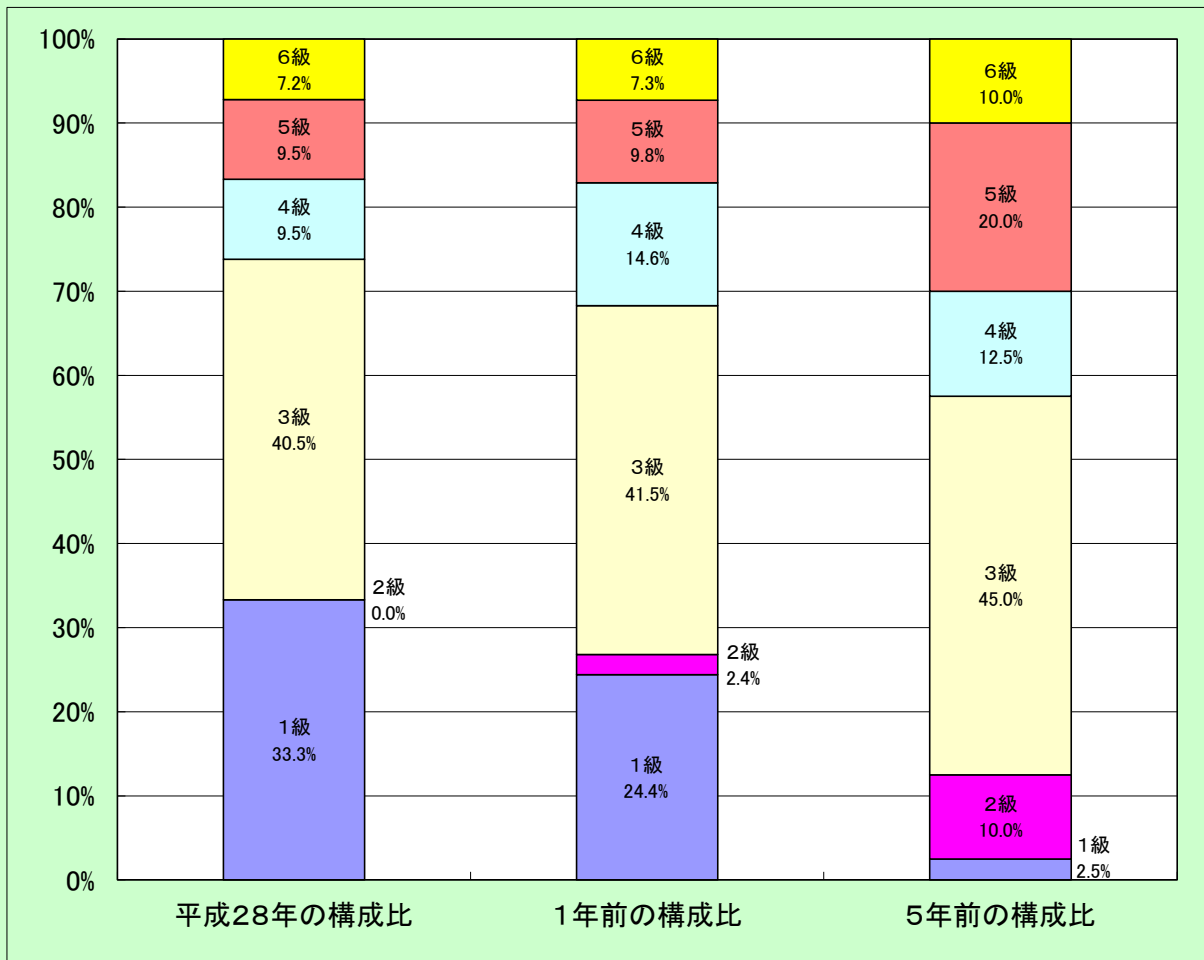
※ 技能労務職については職員数1人につき、個人情報保護の観点から非表示「*」とした。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、技師の職務	14 人	33.3 %	140,100 円	246,100 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0 人	0 %	190,200 円	303,000 円
3 級	係長、主査又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるものの職務	17 人	40.5 %	226,400 円	348,800 円
4 級	課長補佐、室長補佐、総括主幹又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるものの職務	4 人	9.5 %	259,900 円	379,800 円
5 級	課長、室長、事務局長、出先機関の長、副参事又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるものの職務	4 人	9.5 %	286,200 円	391,800 円
6 級	特に重要かつ困難な業務を所掌する参事、課長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるものの職務	3 人	7.2 %	317,000 円	409,000 円

(注) 1 佐井村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	佐井村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐井村		青森県		国	
1人当たり平均支給額（27年度） 1,250 千円		1人当たり平均支給額（27年度） 1,581 千円		-	
(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40) 月分 (0.70) 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40) 月分 (0.70) 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	佐井村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

佐井村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	- 千円	22,245 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）				0.0 %
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症防疫作業	1件当たり3,000円を超えない額	
死体処理作業手当	行旅死亡人処理作業に従事した職員	死体処理作業	同上	

(4) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	5,405 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	164 千円
支給実績（26年度決算）	3,009 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	89 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目 11,000円 2人目以上 6,500円 満16歳から22歳までの子に 加算される額 5,000円	同		4,591 千円	176,577 円
住居手当	借家(貸間)限度額 27,000円	同		474 千円	94,800 円
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000円 交通用具利用者限度額 24,500円	同		440 千円	48,889 円
管理職手当	総務課長 48,000円 課長・室長・次長・事務局長等 36,000円	異	支給額	952 千円	136,000 円
管理職員特別勤務手当	総務課長1回6,000円 課長・室長・次長・事務局長等1回4,000円	異	支給額	24 千円	24,000 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 最高 70,000円	異	支給額	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	518,000 円 (740,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 830,000 円 / 492,000 円	
	副 村 長	465,600 円 (582,000 円)	669,000 円 / 443,000 円	
報 酬	議 長	242,100 円 (- 円)	316,000 円 / 176,000 円	
	副 議 長	201,600 円 (- 円)	255,000 円 / 122,400 円	
	議 員	192,600 円 (- 円)	233,000 円 / 103,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(27年度支給割合) 2.95	月分	(5%削減)
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 2.85	月分	(5%削減)
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 740,000円×45.5/100×48月	(1期の手当額) 16,161,600円	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	582,000円×26.5/100×48月	7,403,040円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

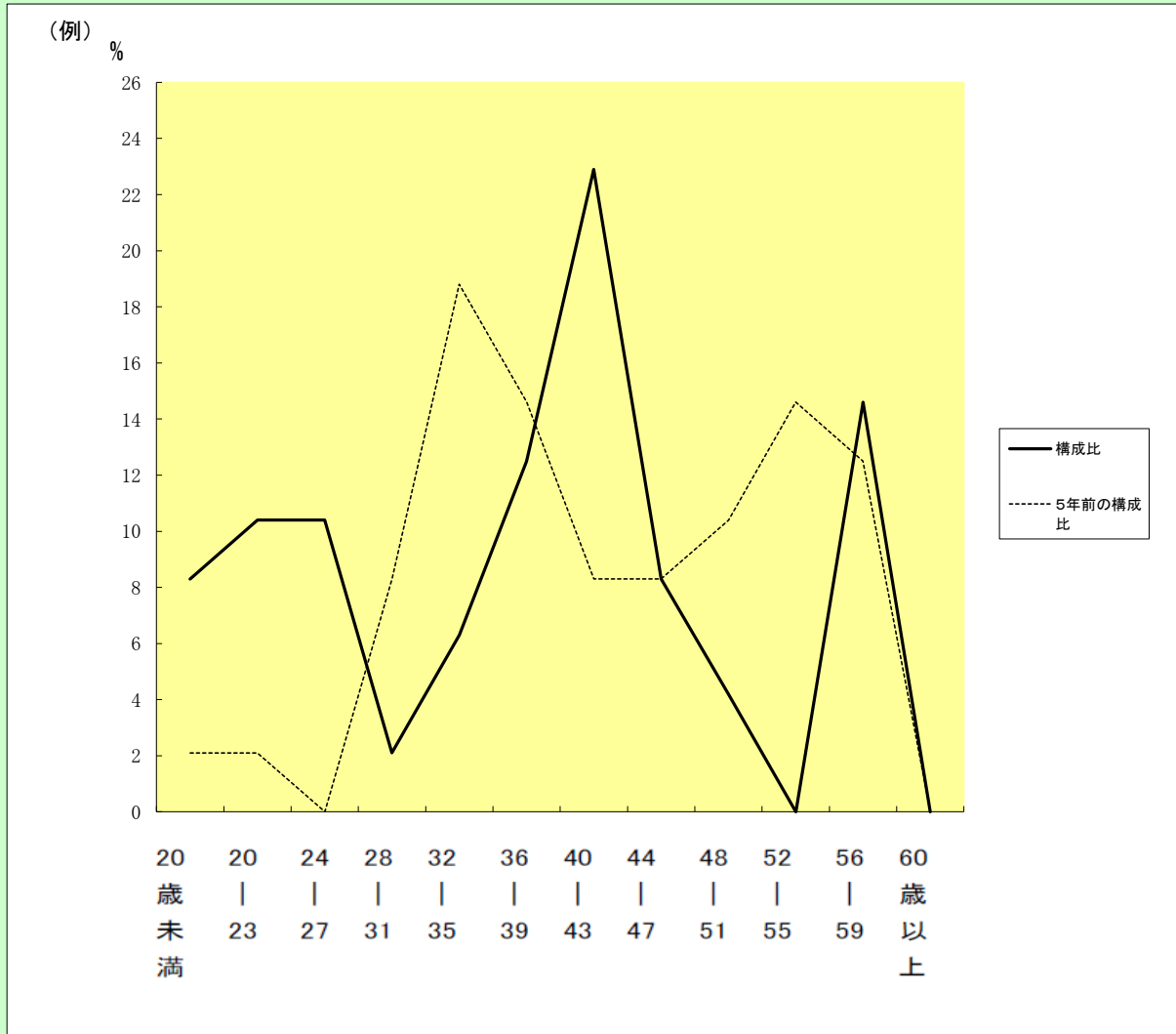
(28年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	
		総 務	17	16	△1
		税 務	2	2	
		民 生	4	5	1
		衛 生	3	3	
		農 林 水 産	2	2	
		商 工	2	2	
		土 木	2	2	
	計	34	34		<参考> 人口1万人当たりの職員数 151.99 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.40 人)
	教 育 部 門	5	6	1	
消 防 部 門					
小 計	39	40	1	<参考> 人口1万人当たりの職員数 178.81 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 213.85 人)	
公 営 会 計 部 門 企 業 等	水 道	1	1		
	下 水 道	2	2		
	そ の 他	5	5		
	小 計	8	8		
合 計		47 [52]	48 [52]	1 []	<参考> 人口1万人当たりの職員数 214.57 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	4人	5人	5人	1人	3人	6人	11人	4人	2人	0人	7人	0人	48人

(3) 職員数の推移

年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
普通会計合計	40	40	40	39	39	40	0 (0.0%)
企業会計合計	8	8	8	8	8	8	0 (0.0%)
総合計	48	48	48	47	47	48	0 (0.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。